

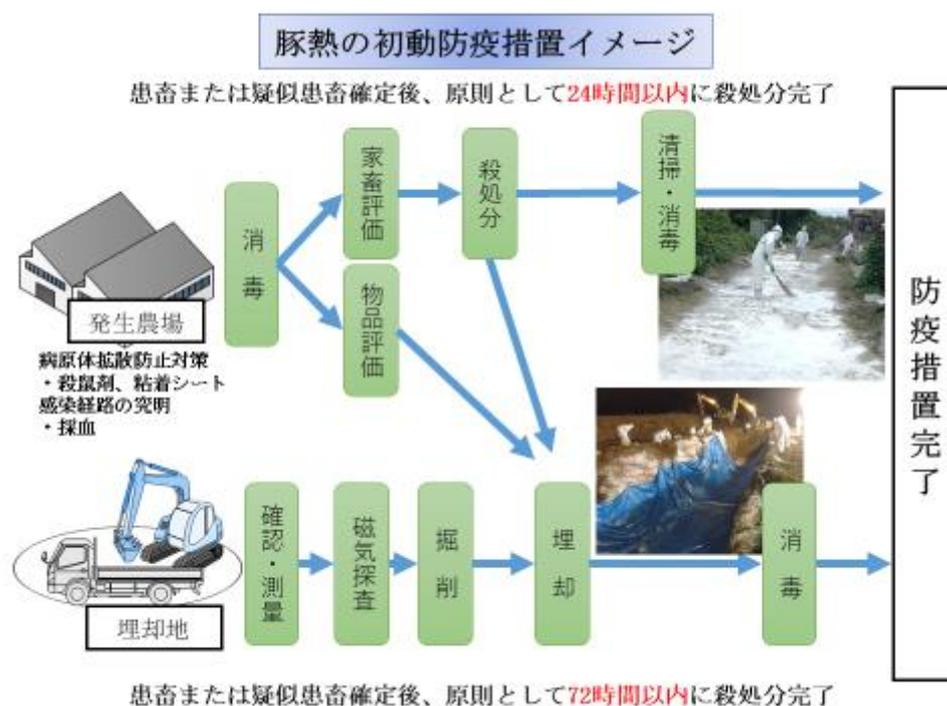
第6 発生農場等における防疫措置

1 発生農場での防疫措置概要図

発生農場においては、直ちに初動防疫措置を実施する。

発生農場での初動防疫措置は、緊急消毒、家畜・物品の評価、殺処分、清掃消毒、埋却の工程で（下図参照）、防疫措置に必要な人員（防疫作業従事者）等については、県対策本部と現地対策本部が連携して、関係機関、関係団体の協力を得て確保する。

なお、発生時には発生地域の豚等の所有者や防疫作業従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。



2 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

(2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(3) 家保は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1 km以内の区域に位置する農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(1) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

(6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

イ 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う

(7) と殺は、防疫作業従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔薬を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫作業従事者等の心情にも十分に配慮する。

(1) 家保は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

(2) 県畜産課は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

3 発生農場での防疫措置に関する事項

基本事項

- (1) 防疫作業従事者は、防疫服、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、汚染防止に努めるよう十分留意する。
- (2) 発生農場への指示内容は、以下のとおりとする。
 - ア 患畜、疑似患畜を隔離すること（法第14条）。
 - イ 疑似患畜と同居歴あり、もしくは同居中の家畜について、移動の制限を指示すること（法第14条第3項）。
発生農場と関連があり、患畜となるおそれがある豚等の所有者は、当該家畜を一定区域外へ移動させてはならないこと。
 - ウ 患畜又は疑似患畜の殺処分、焼却・埋却、汚染物品の処分をすること（法第16条、21条及び23条）。
 - エ 畜舎等を消毒すること（法第25条）。
 - オ 放牧などの業務を行っている農場では、放牧の制限を指示すること（法第34条）。
- (3) 発生農場の移動禁止措置
 - ア 豚等の搬出入は、家畜防疫員が許可する場合を除いて禁止する。複数の畜舎を所有する農場では、畜舎間の豚等の移動を禁止する。
 - イ 飼料、敷料、家畜管理用具等、ウイルス汚染の恐れのあるものすべての持ち出しを禁止する。
 - ウ 豚等の所有者及び家畜防疫員以外の者の農場への立ち入りを禁止する。
 - エ 豚等の所有者及び同居人は、他の家畜飼養場所への立ち入りを禁止する。農場の従業員も同様とする。
 - オ 豚等の生産物（採取された精液・受精卵、堆肥等）及び豚等の死体は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、持ち出しを禁止する。
 - カ 発生農場等の出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖する。また、消毒槽を設け、農場出入者を消毒する。
 - キ 豚等の所有者及び同居人が外出する場合は、その都度着替え並びに手指及び靴底等の消毒を徹底し、作業着及び作業靴での外出を禁止する。農場の従業員も同様とする。

4 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、発生農場における措置が完了してから72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ア 当該死体を十分に消毒する。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - エ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の養豚関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - カ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - キ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
 - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ケ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（2）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（2）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（1）の場所に行う。
- (4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

- ア 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- イ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ウ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
- エ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及びウの経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

5 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であつて、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。なお、埋却可能な汚染物品については農場主と確認する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

- ア 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）
- イ 豚等の排せつ物等
- ウ 敷料
- エ 飼料
- オ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

- (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

- ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ウ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の養豚関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- エ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

- オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類「移動制限除外証明書」（指針様式）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - キ 移動経過を記録し、保管する。
 - ク 緊急時における埋却地等の死体を処理する場所までの同行者については、連絡係と調整する。
- (3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ア 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - イ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

6 その他留意すべき事項

(1) ウイルス拡散防止について

- ア 発生農場には大量のウイルスが存在しているので、汚染ゾーン（発生農場・埋却地・仮設テント（一部）等）・清浄ゾーン（仮設テント（一部）・防疫ステーション）を明確にして、ウイルスを外に持ち出さないようにする。また、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- イ 防疫作業従事者が汚染ゾーンから退出する際には、動力噴霧器等で全身を消毒してから退出する。また、防疫措置に使用した資材・機材等も十分に消毒した後に持ち出す。
- ウ 野生動物の侵入及びウイルスの拡散を防止するため、必要に応じて発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシート等で遮蔽する。
- エ 農場内の全ての動物は隔離し、防疫措置中の逃走防止策を講じる。

(2) 健康管理について

- ア 防疫対応班の総括は、防疫措置中に定期的に休憩時間を設け、水分補

給等を行うようにする。

- イ 防疫対応班の総括は、作業前に防疫作業従事者に必要事項を伝達するなどして、安全を確保する。
- ウ 防疫作業従事者は汚染防止のため、汚染ゾーンにおいてゴーグル・マスク・防疫服等の着脱を行ってはならない。
- エ 防疫作業従事者は作業中に防疫服等の破れ・破損が認められた場合には、速やかに家畜防疫員に届け出て、新しい物に交換する。
- オ 防疫作業従事者は、作業中に体調が悪くなった場合には速やかに家畜防疫員に届け出て、その指示を受けるようにする。
- カ 防疫作業従事者は、入場時には防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、農場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- キ 県対策本部は、防疫措置前後に防疫作業従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等と連携して、防疫作業従事者の心身の健康維持に努めること。

(3) 安全管理について

- ア 畜舎内は狭く暗い場所も多く、また、防疫措置に不慣れな者も防疫措置に参加することから、事故防止のために作業場所・作業内容を十分に周知する。
- イ 殺処分時には、防疫作業従事者の安全面に配慮し、豚等の保定を確実に行う。また、鎮静剤や麻酔薬の使用など動物福祉の観点からの配慮も行う。
- ウ 電殺を行う際には、従事者が感電しないよう、天候なども考慮しつつ、絶縁対策を十分に行う。
- エ 殺処分に用いる二酸化炭素ガスボンベ等の重量物を取り扱う場合は、複数人で取り扱う等、注意を払うようにする。
- オ フレコンバッグや資材等の移動・輸送の際にフォークリフトやショベルカー等の重機を使用するので、作業オペレーターへの指示・誘導や周囲への注意喚起をする係を配備する等、安全に配慮しながら作業を行う。

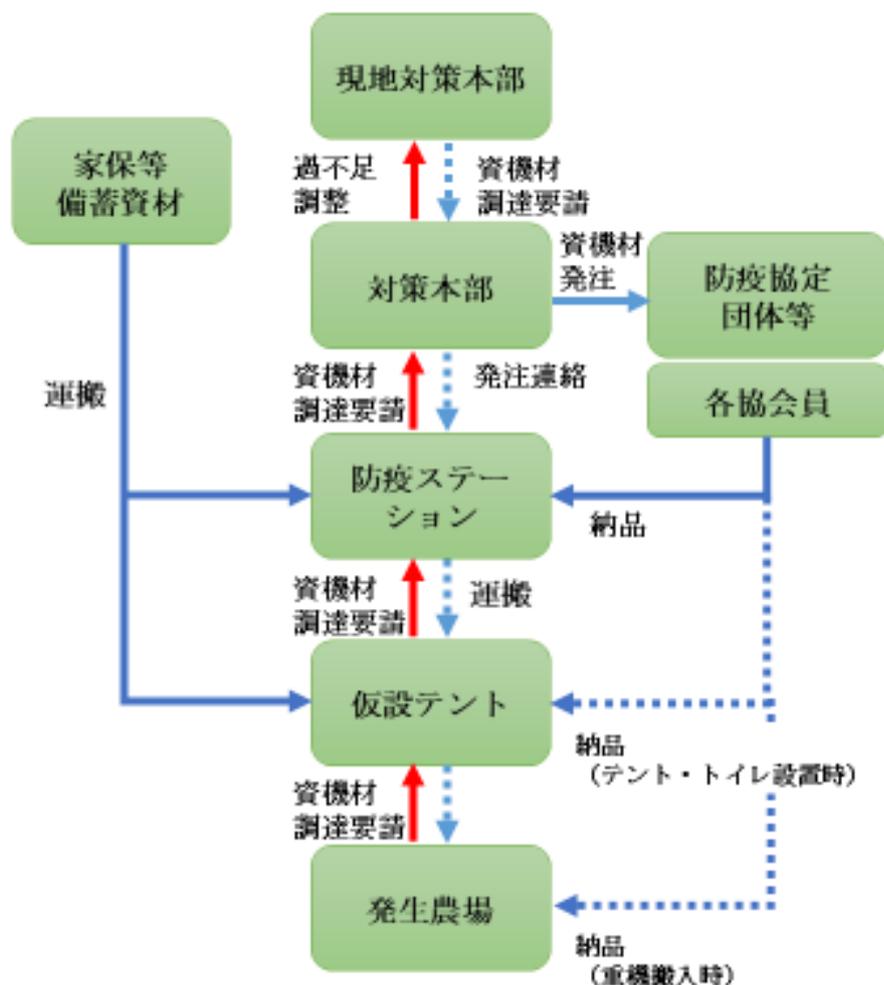
(4) 豚等の所有者への配慮

- ア 豚等の所有者は本病の発生により精神的なストレスを受ける事例があることに鑑み、心情に配慮した言動に心掛ける。
- イ 作業エリア内での防疫措置に関しては、ブルーシートで遮蔽するなど、必要に応じて外部から見えないようにする。
- ウ 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に豚等の所有者へ十分に説明し理解を得ておく。また、計画に変更があった場合は随時説明する。

(5) 防疫措置に用いる資材について

- ア 防疫措置に用いる資材は各家保の備蓄資材を使用する。
- イ 備蓄できない防疫措置に必要な資材・機材等については、必要に応じて発注する。
- ウ 防疫措置を開始するまでに備蓄資材は防疫ステーションに輸送し、同ステーションで保管・管理する。
- エ 防疫資材の管理については、防疫ステーション、仮設テント等の資材担当者がリストの作成、ホワイトボード等を利用するなど情報共有につとめ、適正に管理する。
- オ 各場所の資材担当係は資材が必要な場合は、発生農場 → 仮設テント → 防疫ステーション → 対策本部の流れで要請し、現地対策本部等が業者に発注する。納品場所については防疫ステーションとする。

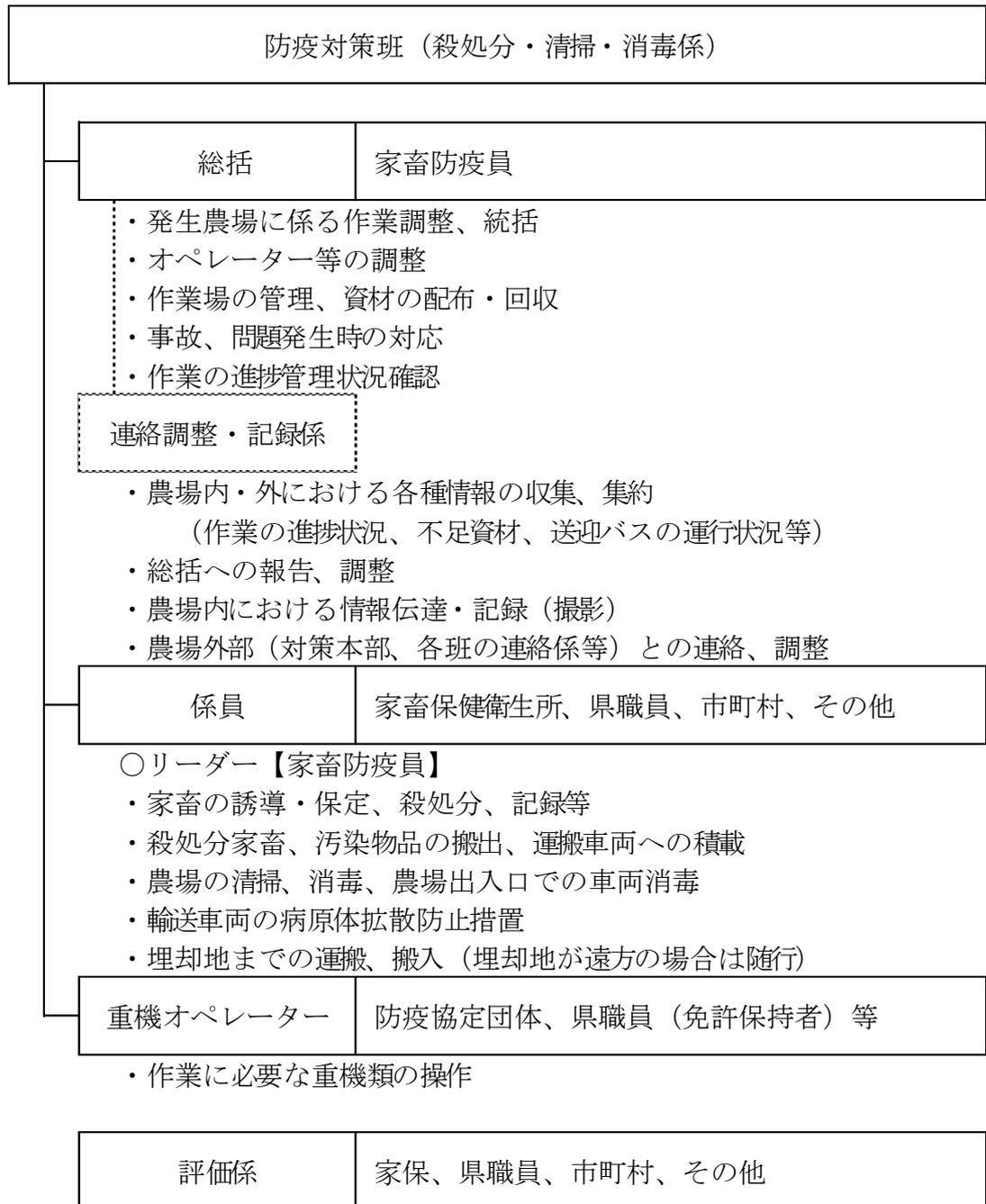
防疫作業における資機材調達の流れ



7 発生農場での作業

(1) 組織体制及び役割分担

発生農場には現地対策本部の防疫対策班及び評価係、連絡調整・記録係を配備する。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括（家畜防疫員）

（ア）人員の確認、作業内容の説明と進行・調整

（イ）オペレーター等との調整

a 作業の工程の打合せをし、具体的に重機等を配備する。

b 作業場所を確認する。

（ウ）防疫作業従事者への作業上の留意事項の伝達

（エ）事故、問題が発生した場合の連絡先の確認と対応

イ 評価係（県職員、家畜改良協会）

殺処分予定の豚等、汚染物品について評価

ウ 連絡調整・記録係（県職員）

農場内での防疫措置の状況について記録・写真・動画撮影（マスコミ提供用）等の情報をできる限り速やかに県対策本部へ共有する。

エ 殺処分係（家畜防疫員、県職員、市町村、その他）

（ア）豚等の誘導及び保定

（イ）獣医師による薬剤投与又は電殺機、ガスによる処分

（ウ）殺処分した豚等（以下、「死体」という。）の記録

オ 搬出（県職員、市町村、その他）

死体の搬出及び重機による搬出の補助

カ 積み込み（県職員、市町村、その他）

（ア）埋却地までトラックで輸送する場合、ウイルス拡散防止処置シート等で死体、汚染物品等の被覆

（イ）輸送用のトラックに死体、汚染物品を積み込む時の補助

キ 車両消毒（県職員、市町村、その他）

農場出入口での車両消毒

ク 輸送（県職員、市町村、その他）

埋却地までの死体等の運搬車両に随行

ケ 農場清掃消毒（家畜防疫員、県職員、市町村、その他）

（ア）死体搬出後の敷料等の汚染物品の搬出

（イ）農場の清掃、消毒

コ 重機オペレーター（防疫協定団体、県職員（免許保持者）等）

（ア）ホイールローダー、トラック、バックホー等の防疫措置に必要な重機の操作については、業者へ委託

（イ）総括と作業についての打合せ

(3) 防疫作業従事者の農場内での作業の流れ

ア 作業前の説明（家畜防疫員）

- (ア) 防疫作業従事者は、係ごとに整列し、人員を確認する。
- (イ) 作業行程の説明を行うとともに、作業上の注意点についても十分に説明し、安全性の確保に努める。なお、具体的な作業については、家畜防疫員が説明する。
- (ウ) 作業の途中で気分が悪くなった場合や、事故等発生した場合には速やかに家畜防疫員に届け出るように指導する。

イ 評価

- (ア) 豚等の所有者及び評価人等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（ただし、多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、体型・骨格がわかる様に写真を撮り、記録する。また、精液、受精卵、飼料、堆肥、薬品等の汚染物品の評価も同時に行う。さらに埋却可能な汚染物品を農場主と確認する。家畜管理用器具類等の消毒が容易な器具等は埋却しない。

ウ 連絡調整・記録

- (ア) 殺処分等の防疫措置の状況等を写真・動画等に記録する。
- (イ) 円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、殺処分時に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

エ 殺処分・搬出・積込み（殺処分、搬出、積込み、車両消毒、輸送）

- (ア) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。
- (イ) と殺に当たっては、鎮静剤又は麻酔薬を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫作業従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (ウ) 殺処分

と殺は、防疫作業従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に実施する。

＜豚等の大きさに応じた殺処分方法＞

	鎮静＋薬殺	電殺＋薬殺	ガス殺＋薬殺
哺乳豚		○	○
子豚～肥育	○	○	○
繁殖母豚	○	○	
種雄豚	○	○	

1班あたりの人員は概ね23名（殺処分係13名、搬出・積み込み係等10名、殺処分係のうち獣医師は2名（農場搬出口2カ所と想定））

a 鎮静＋薬殺

（a）肥育豚、繁殖母豚、種雄豚の殺処分については、処分後の死体を搬出しやすい出荷台等で行う。



（b）種雄豚には適宜鎮静剤を筋注する。

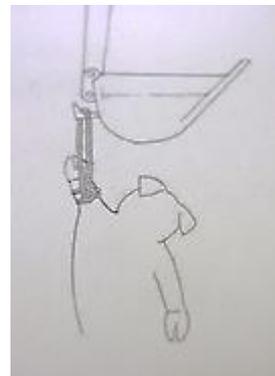
（c）肥育豚、繁殖母豚、種雄豚以外の豚は、鎮静後（投与後5～10分）に保定し、獣医師が頸部血管内もしくは心臓に薬剤を注射する。

b 電殺＋薬殺

（a）上記bと同様に殺処分場所へ追い込み、豚の頸部を左右から挟み約

7秒通電する。次いで心臓部を同様に挟み、通電する。（約30秒～1分程度）

- (b) 電殺は、原則、獣医師もしくは獣医師の指導を受けた者等が担当し、各電殺機の電源を操作する担当者を配置する。(c) 通電後、獣医師が死亡を確認する。死亡していなかったら、獣医師が頸部血管内もしくは心臓に薬剤を注射する。
- (d) 電殺後、準備したエンドスロープを前足1本に結び 玉掛けフックに掛けて吊しフレコンバッグに投入する。



死亡豚移動時のロープのかけ方（参考図）

出典：宮崎県口蹄疫防疫マニュアル

（平成28年4月）

(参考) 死亡豚の足の結び方



自分の腕にひもを掛け、2本とも握る



握ったまま手を引き抜く



できた輪を豚の足に通す



余っている部分で輪を作り、
交差部分が内側になるように
豚の足に通す

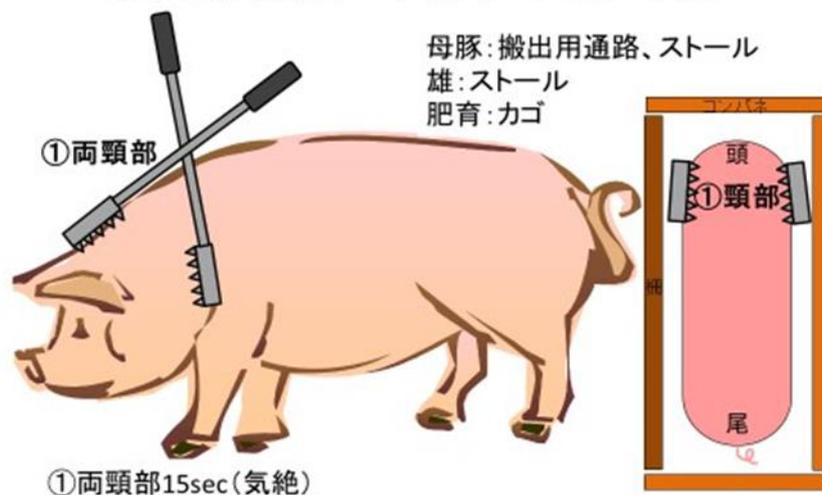


ひもの端を引っ張り、締める

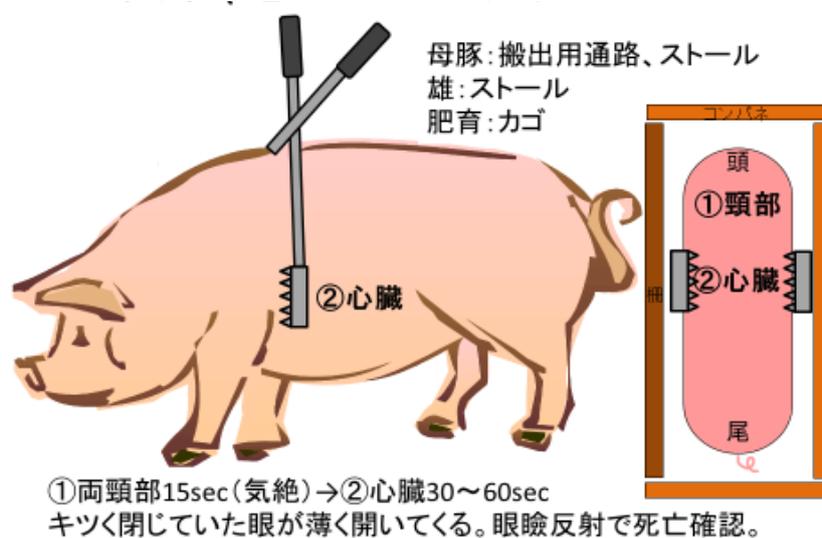
電殺方法（参考図）

農場(電殺:母豚、雄、肥育)

(1)



(2)



c ガス殺+薬殺

(a) 哺乳豚、子豚～肥育豚の大きさに適用。深型トラック、豚用コンテナ、フォークリフト、二酸化炭素ガス等の重機、機材等が必要。

(b) 最初に、豚をコンテナ等に追い込む。次に、フォークリフトでコン

テナからダンプの荷台に豚を移動させ、荷台をブルーシートで覆う。ブルーシートと荷台の隙間から二酸化炭素ガスを注入（約3分）する。豚は5分程度で死亡する。（30kgの二酸化炭素ガスボンベは約15 m³分。）

(c) 豚が静止後、ガスが抜けたことを確認してから、獣医師が死亡を確認する。死亡していなかったら、獣医師が頸部血管内もしくは心臓に薬剤を注射する。

(d) その他に、フレコンバック等をガス室として利用し、殺処分を行うことも可能。

オ 車両消毒

(ア) 農場出入口で、動力噴霧器を用いて出入りする車両、重機等の消毒を行う。

(イ) 農場出入りの都度、車両表面全体を十分に消毒する。運転手及び車両内部も嚴重に消毒する。

カ 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

(ア) 死体搬出後、汚染物品を搬出する。搬出作業はショベルローダー等の重機、フレコンバック等の資材も活用する。

(イ) 病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際にねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺そ剤の散布等を行う。

(ウ) 汚染物品は、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液又は受精卵にあつては、病性等判定日から遡って21日目の日前に採取され、区管理されていたものを除く）、排せつ物、敷料、飼料並びにその他ウイルスにより汚染したおそれのある物品とし、原則として埋却処理する。

(エ) 家畜管理用器具類は、消毒が容易なものを除き埋却する。

(オ) 汚染物品搬出後、畜舎内の清掃は、上部から下部へ、農場奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、排せつ物や塵埃等の除去を隅々まで行う。畜舎周囲も同様に清掃する。

(カ) 清掃終了後、畜舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、逆性せっけん

液等の消毒薬で、清掃作業と同様に農場奥から出入り口に向かい消毒する。

- (キ) すべての作業終了後には、使用した重機、機材等も厳重に消毒する。
また汚水処理施設にも適宜ブルーシートで被覆する。(ex. 国と協議し3ヶ月の静置消毒を行う)

参考：豚舎の洗浄・消毒等について（使用水量を少量で実施する場合）

1. 殺処分の終了した豚舎から開始。
 2. 動噴でふんわり出るようにノズル調整を行い、豚舎全体（屋根～床）に逆性石けん（500倍）で豚舎全体を往復2回程度消毒する。
 3. 数時間後に豚舎内1回目の掻き取り作業開始。
(噴霧量が足りないと感じた場合は、更に噴霧し、数時間おく。柔らかくなったことを確認して作業員を動員する。)
 4. 各豚房を2～3名で5～10分程度掻き取り作業し、壁・床の糞を出来るだけ掻き取る。
(噴霧、掻き取りを繰り返すため、力づくで掻き取らなくても良い。)
 5. 2及び3を繰り返して豚舎に頑固に付着した糞等をこそぎとる。きれいになるまで。
(頑固すぎるのは乾燥しないように水（消毒薬）をかけて半日～1日放置するとやわらかくなるため、殺処分しつつ、空き豚舎から清掃消毒は行った方がよい。)
 6. きれいになったことを確認して、最後に逆性石けんで消毒する。
(最後に水酸化カルシウム剤を薄めに全体に使用しても良い)
- ※静置消毒期間は、写真のようにブルーシートなどで小動物等の進入防止等の処置後、防疫措置完了となってから3ヵ月間。
(その間、ブルーシートのめくれ等の確認を定期的実施)

事例1) 豚舎のスノコ下が糞尿のため槽（ピット）になっている場合

ブルーシートで入り口、豚舎下の解放口などをブルーシートや板等で覆う。



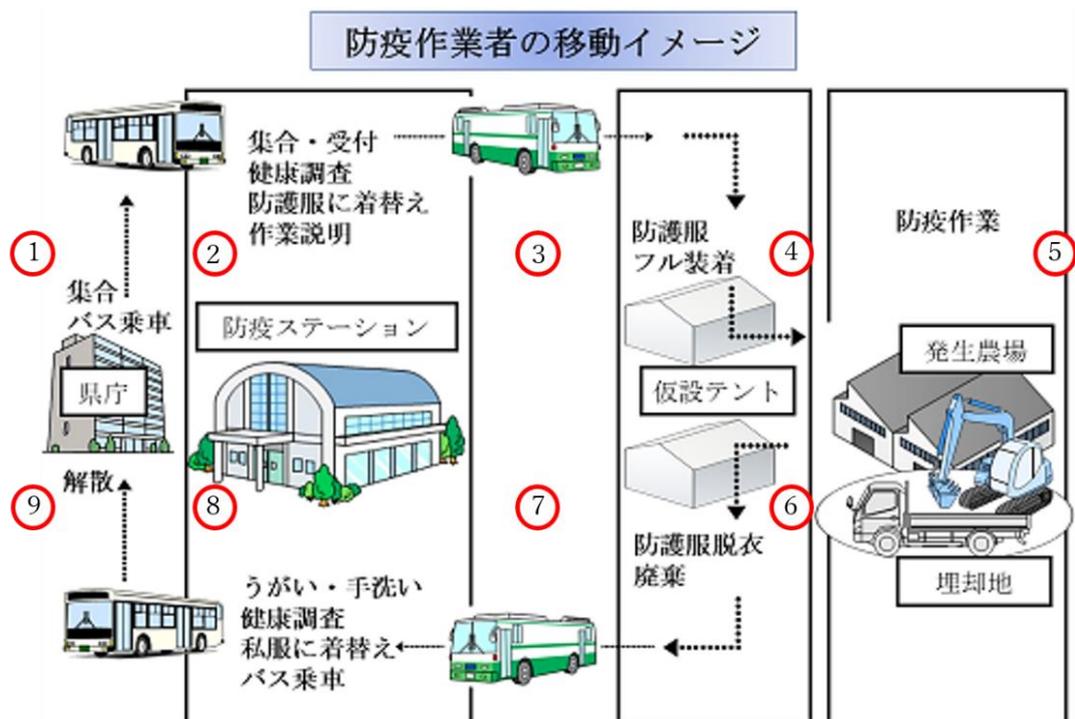
事例2) 浄化槽事例（浄化槽を覆う場合は落ちないように事故に十分注意する。）



8 防疫作業従事者の行程等

現地対策本部は、豚等の飼養の有無、健康状態等を考慮して防疫作業従事者を選定、配置するとともに、作業後にウイルスを拡散させないことを念頭に置き、防疫作業従事者は、以下の行程をもって行動することとする。

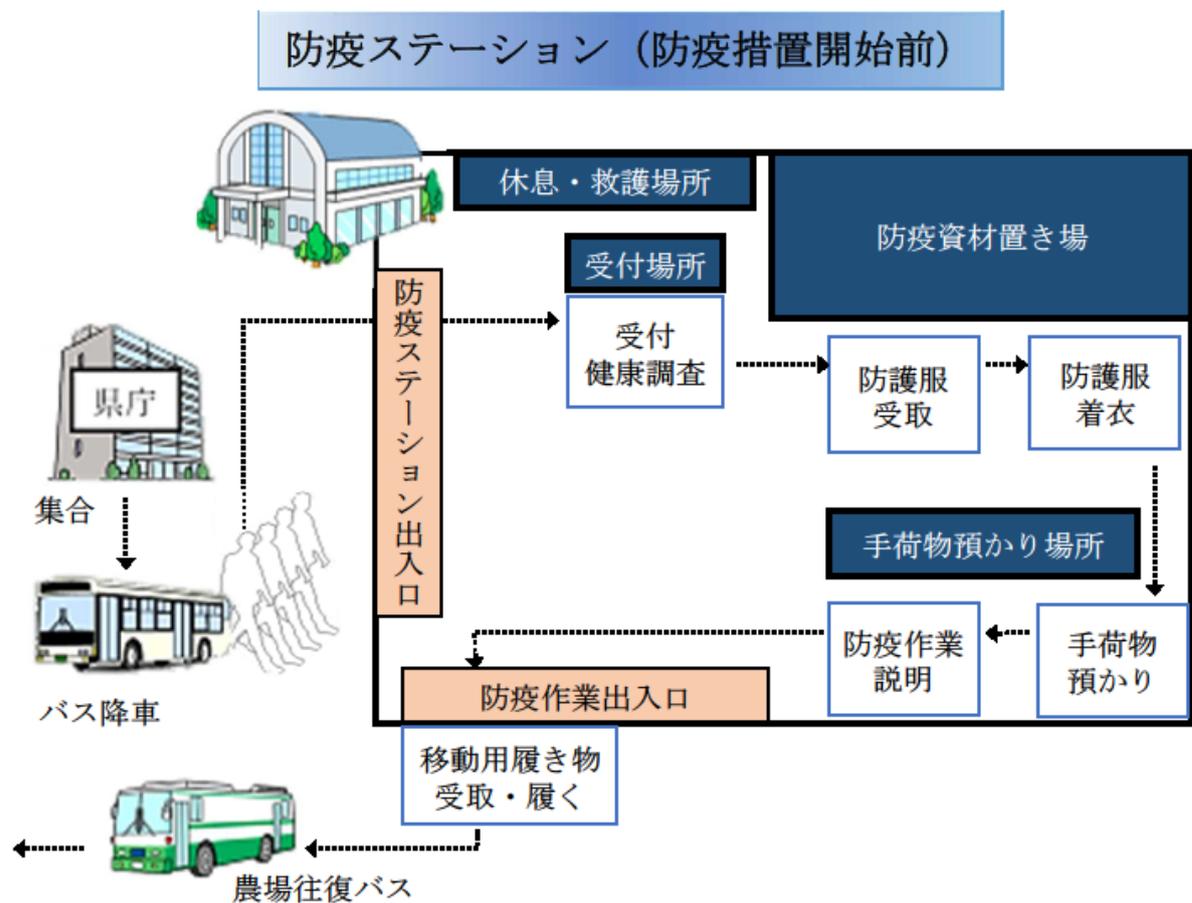
- ① 庁舎等に集合し、バス乗車して防疫ステーションへと向かう
(自家用車で防疫ステーションに行く場合は直接移動)
- ② 防疫ステーションに集合し、受付、健康調査を受けたあと手荷物を預けて防疫服に着替えて作業説明を受ける
- ③ 防疫ステーションから仮設テントへ移動する
- ④ 仮設テントで手袋、長靴等を付けて防疫服をフル装備し、発生農場に向かう
- ⑤ 発生農場で防疫作業に従事する
- ⑥ 休息時又は防疫作業シフト終了後、仮設テントに戻り防疫服を脱衣廃棄する
- ⑦ 仮設テントから防疫ステーションへ移動する
- ⑧ 防疫ステーションでうがい、手洗い、健康調査を受け、手荷物を受け取り、バス乗車して県庁へと向かう
(自家用車で防疫ステーションに来た場合はここで解散し、自家用車で帰宅)
- ⑨ 庁舎等に到着、解散



9 防疫ステーションでの作業（防疫措置開始前）

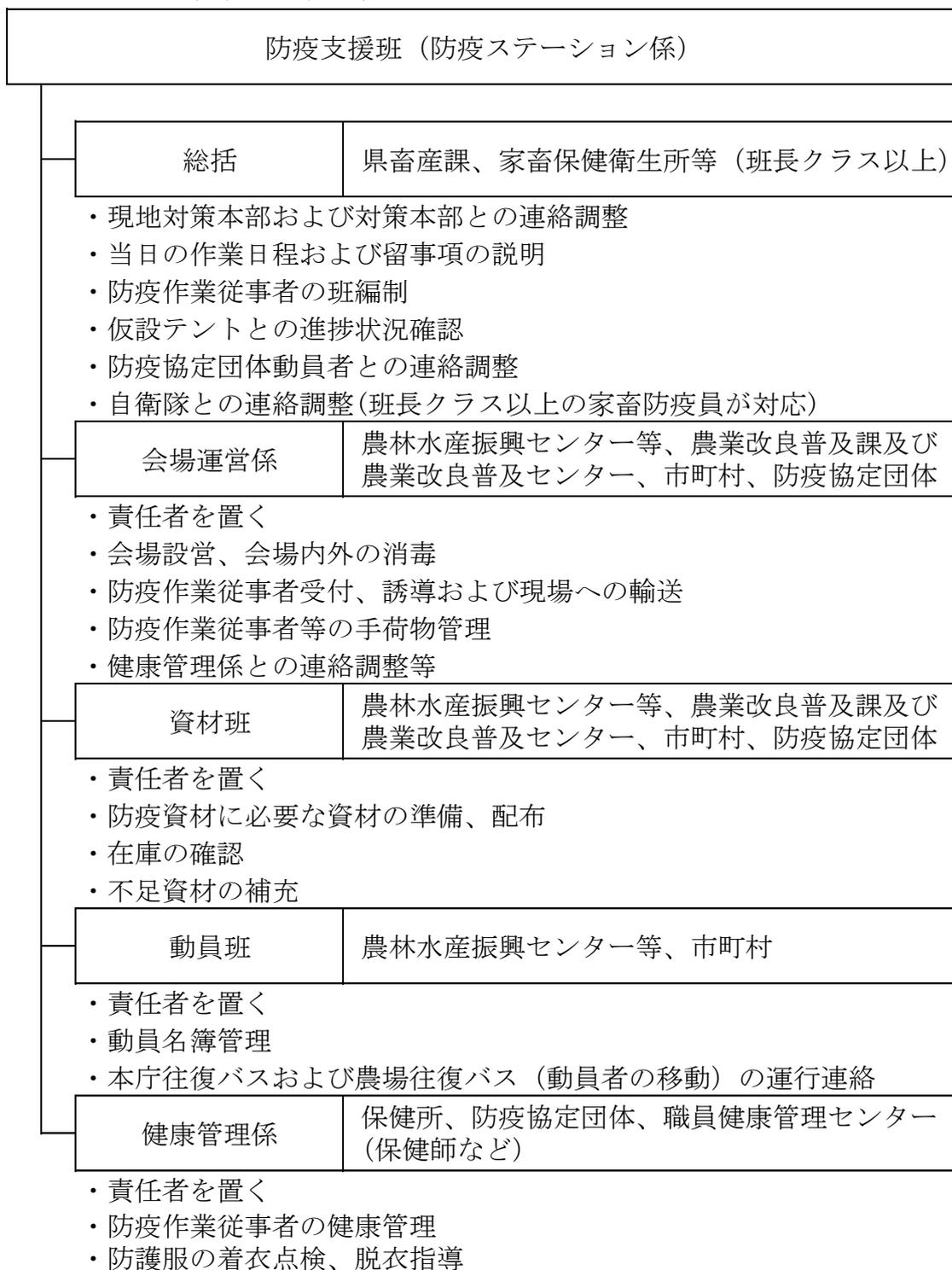
防疫ステーションは、各地から集まる防疫作業従事者の一次的集合場所であり、全体の作業内容の説明、防疫服への着替え、防疫資材の配付等を行う場所として利用する。

なお、防疫ステーション設置・運営については、各地区の人員・体制等の実情に合わせて運用する。



(1) 組織体制と役割分担

防疫ステーションには現地対策本部の防疫ステーション係を配備する。なお、各係には責任者を置く。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括（県畜産課、家畜保健衛生所等（班長クラス以上））

(ア) 現地対策本部および対策本部との連絡調整

現地対策本部が策定した防疫計画に基づき、動員数、機材、資材等の確認を行う。

(イ) 当日の作業日程及び留意事項の説明

防疫作業従事者に当日の作業日程、作業内容について、農場の概要図等を用いて説明する。

a 豚等の所有者には、原則、発生農場内の防疫措置に従事させない。

b 初動防疫措置を通して防疫作業従事者の安全、健康確保のために留意事項等を説明する。

(ウ) 防疫作業従事者の班編成

会場運営係で受付された防疫作業従事者リストや健康管理係で健康チェックされた防疫作業従事者情報をもとに、農場リーダーと協議し、動員係と防疫措置の係編成をする。

(エ) 仮設テントとの進捗状況確認

仮設テントと連絡を取り防疫措置の進捗状況を確認し、次のグループの移動等について協議する。

(オ) 防疫協定団体動員者との連絡調整防疫服等の着脱指導

(カ) 自衛隊との連絡調整

イ 会場運営係（農林水産振興センター等）

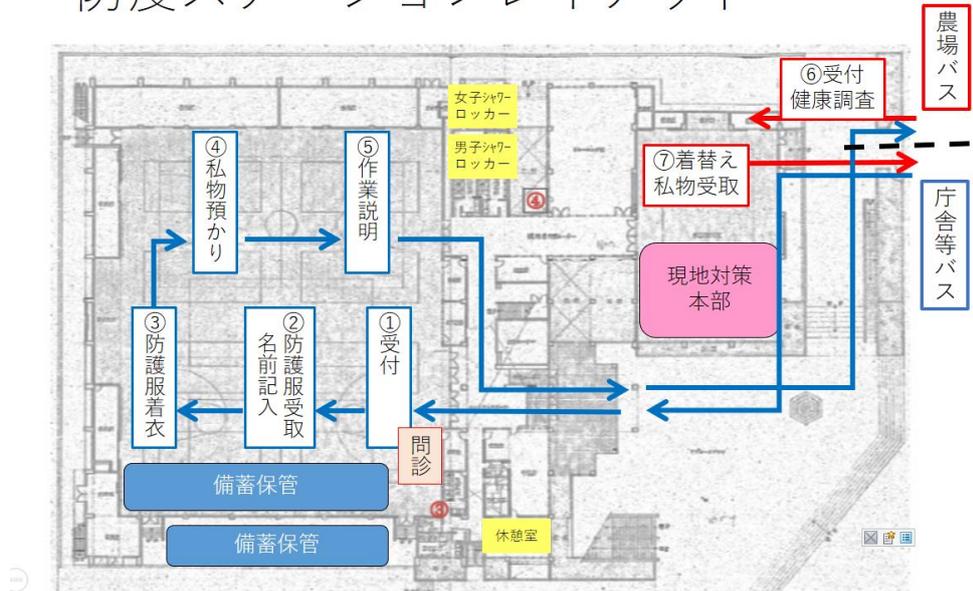
(ア) 会場の設営、会場内外の消毒

a 備蓄資材の積み降ろしのための緊急の人員（農業研究センター、水産技術センターから10～20名程度、市町村から10名程度）要請、仮設テント等への輸送用の軽トラックの手配などを行う。

b 駐車場の確保、誘導、整理を行う。

c 受付場所、防疫資材の配付場所、更衣室、集合場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、現地専用バスへの乗り込み場所等の設置を行う。この場合、交差汚染に留意して設置する。

防疫ステーションレイアウト



- (イ) 防疫作業従事者の受付・誘導及び防疫ステーションへの輸送
 - a 対策本部で作成された動員名簿をもとに、出席を確認するとともに、会場内での誘導を行う。
 - b 防疫ステーションから仮設テント間の農場専用バスの運行を管理する。
- (ウ) 防疫作業従事者の手荷物管理

総括から責任者として指名された者が、防疫作業従事者から預かった手荷物について、慎重に管理、保管する。
- (エ) 健康管理場所の設置

健康管理等について円滑に行えるように場所を設置する。
- (オ) 飲食等の手配
- ウ 資材係（農林水産振興センター等）
 - (ア) 防疫資材の準備・配付

防疫服や移動用の履き物等、防疫ステーションへ持参する資材を準備し、配付する。
 - (イ) 資材の在庫の確認と補給
 - a 資材係は資材台帳やホワイトボード等を用い、防疫資材を管理する。
 - b 資材の補充が必要な場合は現地対策本部に要請する。ただし、現地対策本部から指示があった場合には、必要資材を直接発注す

る。

c 要請の際には仮設テントと連絡を取り合い、誤発注や重複などを起こさないように注意する。

d 仮設テントへ資材を輸送する。

エ 動員係（農林水産振興センター等）

（ア）動員名簿管理、保管

a 現地対策本部が作成した動員名簿を受け取り、受付と健康管理係へ渡す。

b 総括と動員者の防疫措置の係編成後記録し、動員者への係り編成を伝達し、現地対策本部へ報告する。

c 名簿の保管を行う。

（イ）庁舎等往復バス及び農場往復バスの運行連絡

a 県庁と防疫ステーション間の往復バスの発着

b 防疫ステーションと仮設テント間の往復バスの発着

オ 健康管理係（保健所、防疫協定団体、職員健康管理センター）

（ア）防疫作業従事者の健康管理

防疫措置開始前の健康調査については、防疫作業従事者選定の段階で問診等を活用し体調に問題ないことをあらかじめ確認したのち、体調が優れない者については受付時に本人に申告させる。季節状況等にあわせて作業の時間、休憩等のアドバイスを行う。けが、病人等発生時には、応急的な処置を行うとともに、必要に応じ病院、救急車等を手配する。

なお、県畜産課は平常時から全庁動員名簿作成を各課へ依頼し、持病等のリスクがない動員者候補の把握に努める。

（3）防疫作業従事者の防疫措置開始前の防疫ステーションでの流れ

ア 集合

防疫作業従事者は、指示された時間に防疫ステーションに集合する。着替えやすい服装で、着替えの服、タオル等を持参する。防疫ステーションへは各自又は対策本部が用意したバス等を利用して集合する。

イ 受付

体調が優れない場合には受付の会場運営係へ届け出る。

ウ 作業内容の説明

説明当日の作業日程、防疫服の着脱方法、作業内容及び留意点事項等について説明を受ける。

エ 防疫服の受け取り

防疫服、内グローブ、外グローブ、ゴーグル、マスク、キャップ等を資材係から受け取り、防疫服の胸・背面にマジックで係名・所属・氏名等を大きな文字で記入する。

オ 防疫服、キャップの着衣

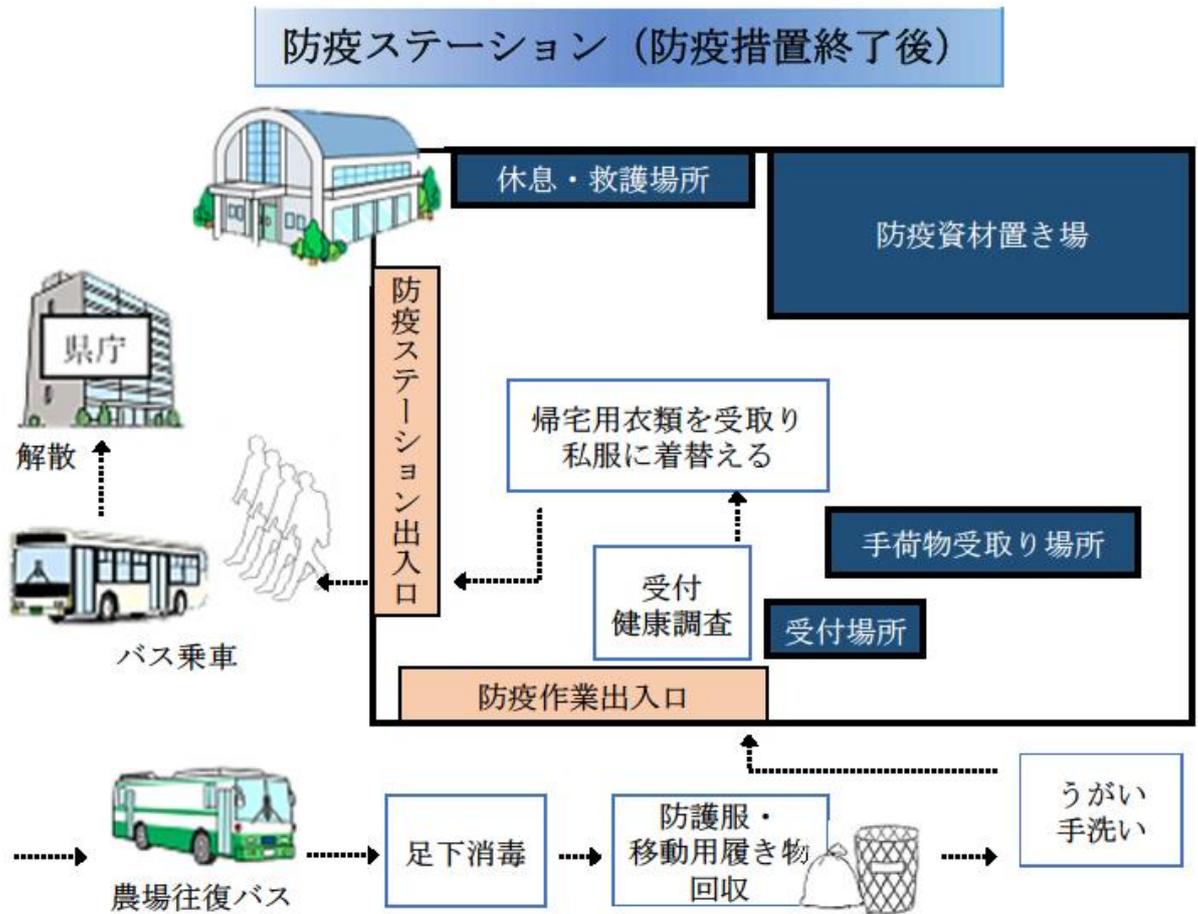
防疫作業従事者は防疫服を2枚着衣し、キャップを装着する。

カ 作業場所への移動

手荷物預け場所で私物等を預け、移動用履物（サンダル等）に履き替えて防疫ステーションから仮設テントまで現地専用バス等で速やかに移動する。

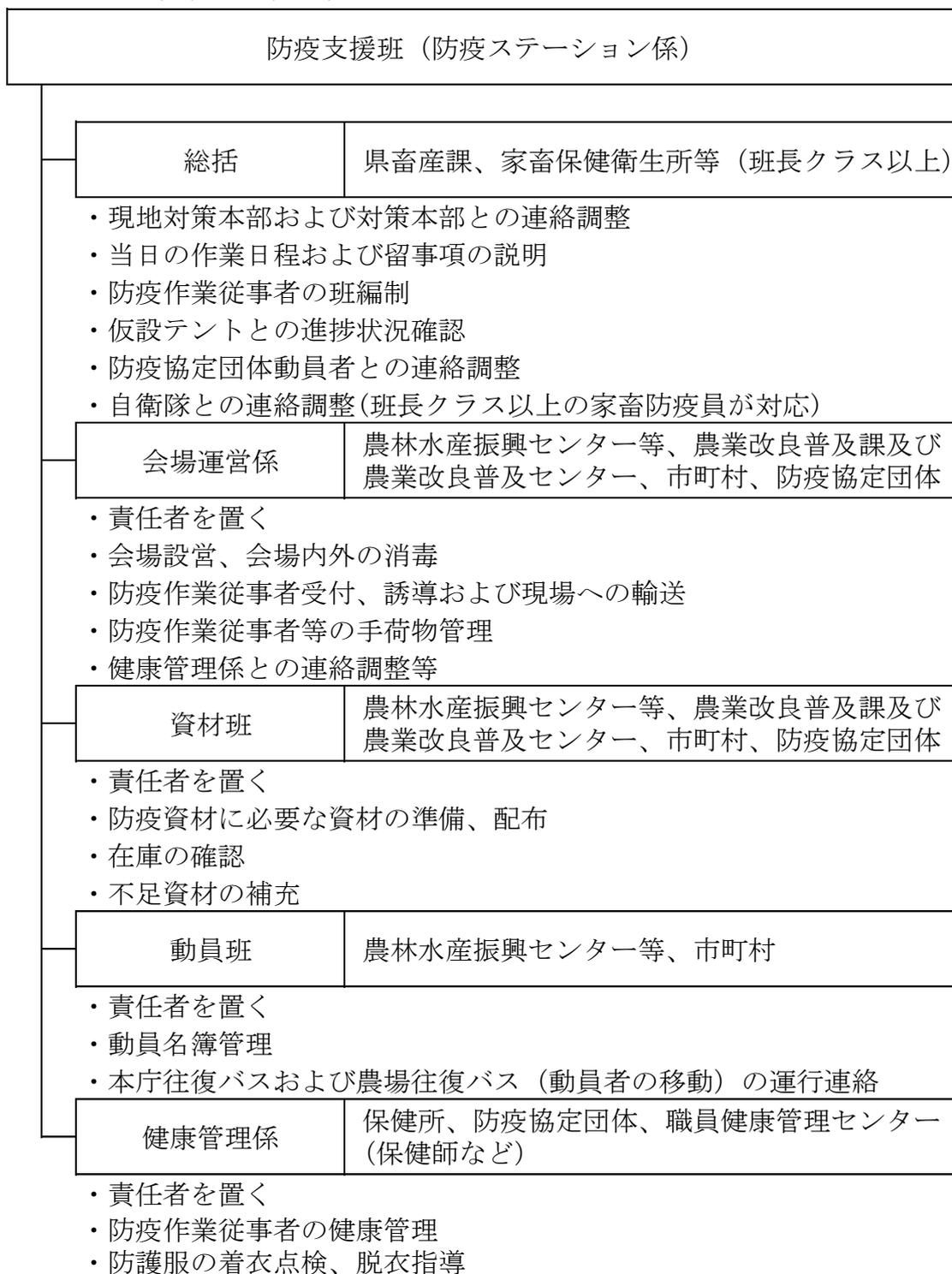
10 防疫ステーションでの作業（防疫作業終了後）

防疫ステーションは、農場から防疫ステーションへ戻る防疫作業従事者が、これから農場に行く防疫作業従事者及び帰宅者と交差汚染しないようにする。また、防疫措置後の防疫作業従事者の健康調査と、最終的なウイルスの拡散防止のため防疫作業従事者が着替え・シャワー等を行える場所として利用する。



(1) 組織体制と役割分担

防疫ステーションには現地対策本部の防疫ステーション係を配備する。なお、各係には責任者を置く。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括

現地対策本部が策定した作業計画書及び機材、資材を確認する。

(ア) 現地対策本部との連絡調整

- a 翌日の予定の確認
- b 人員の確認
- c 重機、機材、資材の確認及び不足分の補充
- d 作業上の問題点の検討

(イ) 注意事項の説明

防疫作業従事者に防疫措置後の注意事項（例：作業後7日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと）等を説明する。

イ 会場運営係

(ア) 受付名簿で、防疫作業従事者の確認

(イ) 預かっていた手荷物等の返却

ウ 資材係

(ア) 防疫作業従事者の作業着等の回収と廃棄

(イ) 翌日配付分の防疫資材の準備、資材の在庫を確認、不足分の補充

エ 動員係（農林水産振興センター等）

(ア) 防疫作業従事者の動員名簿を動員実績として現地対策本部に提出する。

(イ) 動員者の移動バスの運行管理

往復バスの運転手に終了を告げる。

オ 健康管理係

体調不良者、負傷者の把握

(3) 防疫作業従事者の防疫ステーションでの流れでの流れ

ア 作業場所からの移動

防疫作業従事者は、仮設テントから防疫ステーションまでは現地専用バス等で移動する。

イ シャワー等の実施

資材係は移動用に着用していた防疫服等を回収する。

ウ 受付

防疫作業従事者は、防疫服等の脱衣後総括により防疫措置後の注意事項の説明を受ける。また、に健康管理係から健康調査を受け、会場運営係から帰宅方法の確認を受け、併せて私物の返却を行う。

エ 解散

(4) 防疫作業従事者の防疫措置後の注意事項

ア 帰宅前

- (ア) シャワー設備がある場合は、鼻、耳の中も含め全身を洗う。着ていた衣類を全て着替える。着ていた衣類等はビニール袋で密閉し、その場で廃棄または消毒薬に浸漬後、ビニール袋に入れて持ち帰る。手指消毒後、解散する。
- (イ) シャワー設備が無い場合は、洗顔後、全身に消毒薬（逆性石けん液等）を噴霧後、着ていた衣類を全て着替える。着ていた衣類等はビニール袋で密閉し、その場で廃棄または消毒薬に浸漬後、ビニール袋に入れて持ち帰る。手指消毒後、解散する。
- (ウ) 防疫措置従事期間中及び作業終了後7日間（ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されている事が確認されている場合は3日間）は発生農場以外の豚等に接触しないこと。また、畜産関係者との接触は極力控えること。

イ 帰宅後

- (ア) 解散後は直帰し、直ちに作業服、通勤服、靴、ビニール袋を全て浸漬消毒（家庭用ハイター）し、シャワーを浴びる。ビニール袋は通常のゴミとして廃棄。
- (イ) 外傷や体調不良がある場合には、医療機関を受診し、県防疫対策本部総務班（県畜産課管理係・企画経営係）に報告すること。

11 発生農場からのウイルス散逸防止

発生農場からのウイルス散逸を防止するため、防疫作業従事者は、防疫服等の適切な着脱と効果的かつ効率的な消毒等によりウイルスの封じ込めに留意する。

(1) 衣服の着脱等について

- ア ウイルスが付着した衣類等による交差汚染を防止するため、「第7 発生農場等における防疫措置」を行う際には適切に防疫措置用衣類（長靴・手袋等）を着脱する。

(2) 消毒等について

ア 消毒の方法

(ア) 発生農場における消毒

a 対象

農場出入口は1か所とし、防疫措置、連絡等のため発生農場に出入りする車両や人等に対して実施する。

b 方法

- (a) 車両は、車体を腐食しにくい逆性石けん液等を用い、車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて車両全体、特にタイヤ部分を入念に噴霧する。
- (b) 器具等はあらかじめ消毒済のものを使用し、使用後に逆性石けん液等の消毒薬を噴霧（又は浸漬）する。
- (c) 手指についてはディスポーザブル手袋を使用する。
- (d) 退出時は消毒専任従事者を配置する。

(イ) 埋却場所及び周辺敷地の消毒

a 方法

散水車等により逆性石けん液等の散水及び消石灰の散布を行う。

(ウ) 畜舎、倉庫、事務所及び堆肥舎等の消毒

a 方法

- (a) 畜舎等の施設には、動力噴霧器により逆性石けん液等の消毒薬を噴霧する。
- (b) 農機具等は、逆性石けん液等の消毒薬を噴霧又は浸漬する。
- (c) 堆肥等は、消石灰を散布後、埋却処理する。
- (d) スラリー、尿及び汚水には、消石灰（水酸化カルシウム）又は水

酸化ナトリウムを0.5%添加し、攪拌する。

イ その他

(ア) 衛生害虫及びねずみ等の駆除

- a 衛生害虫は、有機リン製剤等の散布により駆除する。
- b ねずみは、粘着シートやクマリン等の殺そ剤により駆除する。
- c 野生動物の侵入防止対策を実施する。

ウ 豚熱ウイルスに効果のある消毒薬

次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等

12 防疫措置後の留意事項

防疫措置により防疫作業従事者がウイルスを散逸させることのないよう、次の事項に留意する。

(1) 防疫作業従事者

発生農場における防疫措置は、原則として豚等の飼養者は従事しない。

(2) 衣類等

ア 防疫措置に係る衣類等の着脱場所・方法については、現地責任者（家畜防疫員等）の指示に従い的確に対応する。

イ 帰宅する際は靴底の消毒を徹底する。

ウ 帰宅後は速やかに入浴及び洗髪するとともに、着用した全ての衣服を速やかに洗濯する。

(3) 携行品等

発生農場には、腕時計、携帯電話、カメラ等の私物は持込禁止とし、発生農場に持ち込んだ物品は、原則として廃棄する。

(4) 豚等との接触禁止

原則として、防疫作業従事者は作業後7日間は発生農場以外の豚等との接触を禁止する。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。